

代議員選挙規則

(目的)

第1条 代議員の選挙は、定款に定めるところによるほか、この規則によって行う。

(選挙区)

第2条 この選挙の選挙区は、定款第51条に定める支部を選挙区とし、次のとおり8選挙区とする。

- 第1区 北海道支部地区
- 第2区 東北支部地区
- 第3区 関東支部地区
- 第4区 中部支部地区
- 第5区 近畿支部地区
- 第6区 中国支部地区
- 第7区 四国支部地区
- 第8区 九州支部地区

(定数)

第3条 各選挙区の代議員の定数は、定款第5条第2項の定めに基づき、選挙が行われる年の4月1日現在の各選挙区在住会員数に基づき、理事会が定める。

2. 代議員は、その選出された選挙区外に住所を変更した場合でも、選出された選挙区の定数に含まれるものとする。

(代議員補欠者)

第4条 代議員に欠員が生じた場合に、代議員を補充する者として、代議員補欠者をあらかじめ選任する。

2. 前項の代議員補欠者の数は、当該選挙区の代議員の定数が10名以内のときは2名、10名を超えるとときは3名とする。
3. 代議員補欠者の任期は次期代議員選挙までとし、その間に代議員の欠員を生じたときは信任票の多い順に補充する。ただし、その補充者をもって足りないときは、欠員のままとする。
4. 代議員補欠者が、選挙された選挙地区外に住所を変更したときは、その資格を失う。

(選挙人)

第5条 選挙人は、選挙が行われる年の9月1日現在に会員台帳に登録されている会員全員とする。

(被選挙人)

第6条 選挙が行われる年の9月1日現在の会員台帳に登録されている会員は、代議員及び代議員補欠者選挙に立候補し、または推薦されて候補者になることができる。

2. 前項の規定にかかわらず、役員は代議員に立候補することはできない。また、代議員が役員になったら代議員の資格を失う。
3. 代議員は、重任することはできない。ただし、退任後2年間置いて再任することは妨げない。

(所属選挙区)

第7条 選挙人及び被選挙人の所属選挙区は、選挙が行われる年の9月1日現在の会員台帳に記載の学会誌送付先によって定める。

(選挙の管理)

第8条 代議員の選挙は、選挙管理委員会が全選挙区を管理する。

2. 選挙管理委員は、理事が兼任することはできない。

(選挙の公示)

第9条 選挙管理委員会は、選挙のある年の12月末日までに選挙が終了するよう第10条に定めるスケジュールに従い選挙日程を作成し、9月末日までに会誌ならびに学会のホームページに公示する。

(候補者)

第10条 代議員へ立候補する者は、2名以上の会員の推薦を得て、10月31日までに別に定める様式により候補者の所属する地区の支部に届け出るものとする。

2. 支部長は、支部の定めるところにより、前記の届出のあった候補者を含め、当該選挙区で選挙すべき代議員及び代議員補欠者の数以上の候補者を定め、これを選挙のある年の11月15日までに選挙管理委員会に通知しなければならない。
3. 選挙管理委員会は、選挙区ごとに候補者の氏名、年齢、勤務先、役職等を記載した名簿を作成し、これを投票用紙とともに有権者に送付する。
4. 選挙は12月末日までに終了させる。

(選挙の方法)

第11条 代議員及び代議員補欠者の選出は、投票により行う。

2. 投票は全選挙人が候補者の中の信任者に印をつけることにより行い、信任票数が多い順に代議員定数に達するまでのものを代議員の当選者とし、次点以下代議員補欠者定数に達するまでのものを代議員補欠者の当選者とする。
3. 代議員及び代議員補欠者の当選者を定めるに当り信任票数が同じであるときは、選挙管理委員1名以上が立会うくじで定める。また、代議員補欠者の当選者で信任票数が同じものがある場合も、選挙管理委員1名以上が立会うくじで第4条第3項に定める補充の優先順位を定める。
4. 第2項の定めにかかわらず、代議員定数の多い選挙区では、選挙管理委員会は別途簡易的な選挙方法を選択することができる。

(代議員の公示)

第12条 選挙管理委員会は、この選挙の結果を理事会に報告するとともに会誌及びホームページに公示しなければならない。

(代議員選挙の細部)

第13条 この規則に定めのない代議員選挙にかかわる細部については、選挙管理委員会で決定する。

(規則の改定)

第14条 この規則の改定は、理事会の決議を経て行う。

附 則

1. 本規則は公益法人移行認定に伴う「定款変更の案」施行のときから、平成22年7月1日に遡り施行する。